

2025年10月

お客さま 各位

当座預金キャッシュカード規定の新設 **および当座勘定規定の改正のお知らせ**

青梅信用金庫

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて2025年11月4日より、「当座預金キャッシュカード規定」の新設および「当座勘定規定」を改正します。なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 新設する規定

- ・ [当座預金キャッシュカード規定](#)

2. 改正する規定

- ・ [当座勘定規定](#)

3. 改正概要

手形・小切手の全面的な電子化に伴い、払戻請求書およびキャッシュカードによる当座預金からの払戻しの取扱いを開始します。お取引店の店頭窓口で当座預金より払戻しを行う場合は、当金庫所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、当座預金キャッシュカードをご提出いただくことで、小切手を振り出すことなく払戻しが可能となります。払戻しに際して、本人確認書類のご提示を求める場合があります。

なお、当座預金キャッシュカードの新規発行受付は、2025年11月4日よりお取引店の店頭窓口にて承ります。

4. 改正日

2025年11月4日（火）

以上